

議案第1号

鳥取県教育委員会会議規則の一部改正について

鳥取県教育委員会会議規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

オンラインによる会議出席を規定する。

2 規則の概要

- (1) 教育長が認めた場合は、委員がオンラインにより会議に出席することを可能とするよう規定を整備する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会会議規則（昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参加しなければならない。<u>ただし、災害その他の理由により指定の場所に参集することが困難である場合その他教育長が相当と認める場合であって、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第5条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参加しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。